宇陀市公告第１０３号

一般競争入札の実施について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第１項の規定に基づき、【大宇陀温泉あきののゆ】脱衣ロッカー購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続きなどについて次のとおり定めたので、同条第２項並びに令第１６７条の６第１項及び宇陀市契約規則（平成１８年１規則第４４号。以下「規則」という。）第２条の規定により公告します。

令和８年１１月１２日

宇陀市長　金　剛　一　智

１　入札に付する事項

項目	内容
件名	【大宇陀温泉あきののゆ】脱衣ロッカー購入 （搬入設置・既設撤去処分を含む）
数量・内容	仕様書のとおり。一式
納入場所	あきののゆ（宇陀市大宇陀拾生 250-2）
納入期限	契約締結後、令和９年３月３１日まで
提出先	〒633-0241　宇陀市榛原下井足 17-3　宇陀市役所農林商工部観光課
入札書提出期限	令和８年 12 月８日（火）〔１４時〕必着。
開札日時	令和８年 12 月８日（火）〔１４時３０分〕
開札場所	宇陀市役所２F　２１２会議室

2　入札参加資格

(1)　宇陀市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者。

(3) 宇陀市から指名停止等の措置を受けていない者。

(4) 契約履行に必要な体制を有し、関係法令を遵守できる者。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなします。

3　参加申請

入札参加申請及び資格の確認

（1）提出期日　　令和８年１１月２６日（木）午後５時まで

（土曜日及び日曜日を除く）

（2）提出先　　宇陀市役所２階　観光課

（3）提出方法　　電子メール、郵送または持参とします。

（4）提出書類　　競争入札参加資格確認申請書（様式１）

＊様式は宇陀市ホームページよりダウンロードすること

（５）入札参加資格の有無

上記３（４）の申請に基づく資格の有無については、令和８年１１月３０日（月）午後４時までに電子メールにより通知します。

４　質問

仕様書、入札説明書等に関して質問がある場合は、宇陀市役所観光課へＦＡＸ、または電子メールにより提出してください。（別紙、質問書に記入のうえ提出）

ア　質問期間　　令和８年１１月２６日（木）正午まで

イ　回　　答　　令和８年１１月３０日（月）午後５時までに回答

５　入札書提出

（１）開札日時　　令和８年１２月８日（火）午後２時３０分

（２）開札場所　　奈良県宇陀市榛原下井足１７番地の３　宇陀市役所２１２会議室

＊入札書の提出期限は令和８年１２月８日（火）午後２時００分（必着）、提出場所は奈良県宇陀市榛原下井足１７番地の３　宇陀市農林商工部観光課とする。

提出方法は、持参又は郵送。12月８日（火）〔14時〕必着。メール不可。

（３）業者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％（消費税）に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の、１１０分の１００に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

（４）入札書の書式は、様式２とします。

（５）次のいずれかに該当する場合は、無効（失格）となりますのでご注意ください。

①入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

②一つの封筒に２枚以上の入札書をいれた入札

③入札書以外のものを同封した入札

④入札書に記載された内容が不明瞭で判読できない入札

⑤入札書の金額を訂正した入札

⑥代表者の記名押印がない入札

⑦誤字脱字等により意思表示が明確でない入札

（６）入札保証金　　免除

（７）開札の立会を希望する者は、令和８年１２月７日（月）午後５時までに入札立会申請書を電子メール、郵便または持参により宇陀市役所観光課まで提出すること。

6　保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。

ただし、規則第 23 条第 2 項に該当する場合は免除することができる。

7　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

（２）普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をしたものが２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじをひかせて落札者を定めなければならない。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8　問い合わせ先

〒633-0292　宇陀市農林商工部観光課　大西（おおにし）

電話：0745-82-2457（直通）　ＦＡＸ：0745-82-8211

メール：s-kankou@city.uda.lg.jp